2009.90		―混合ジュース			2009.90		―混合ジュース		
		――果汁を主成分とするもの					――混合果汁		
		―――砂糖を加えたもの					―――砂糖を加えたもの		
	111	――――しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10％以下のもの	L	ＫＧ		111	――――しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10％以下のもの	L	ＫＧ
	119	――――その他のもの	L	ＫＧ		119	――――その他のもの	L	ＫＧ
		―――その他のもの					―――その他のもの		
	121	――――しよ糖の含有量が全重量の10％以下のもの	L	ＫＧ		121	――――しよ糖の含有量が全重量の10％以下のもの	L	ＫＧ
	129	――――その他のもの	L	ＫＧ		129	――――その他のもの	L	ＫＧ
		――野菜ジュースを主成分とするもの					――混合野菜ジュース		
	210	―――砂糖を加えたもの	L	ＫＧ		210	―――砂糖を加えたもの	L	ＫＧ
	220	―――その他のもの	L	ＫＧ		220	―――その他のもの	L	ＫＧ
		――その他のもの					［新規］		
	910	―――砂糖を加えたもの	L	ＫＧ					
	990	―――その他のもの	L	ＫＧ					
［略］					［同左］				
22.01 ｛ 22.07		［略］			22.01 ｛ 22.07		［同左］		
22.08		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08		エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20	000	―ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		L	2208.20		―ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		
						100	――アルコール分が50％以上のもの（２リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		L
						200	――その他のもの		L
2208.30	000	―ウイスキー		L	2208.30		―ウイスキー		
							――バーボンウイスキー（内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。）		
						011	―――アルコール分が50％以上のもの（２リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		L
						019	―――その他のもの		L
							――ライウイスキー（内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限る。）		